

本日の会議に付した事件

令和3年第3回山元町議会定例会

令和3年9月16日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案撤回の件
- 日程第 3 議案第41号 山元町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第42号 山元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第43号 山元町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 6 議案第44号 令和2年度（繰）社総交（復興）請第3号 頭無西牛橋線交差点改良工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第45号 令和3年度山元町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第46号 令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第47号 令和3年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第48号 令和3年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第49号 令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第50号 令和3年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 同意第 4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 委発第 2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第15 認定第 1号 令和2年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第16 認定第 2号 令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第17 認定第 3号 令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第18 認定第 4号 令和2年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第19 認定第 5号 令和2年度互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第20 認定第 6号 令和2年度山元町水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第21 認定第 7号 令和2年度山元町下水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第22 常任委員会委員の選任
- 日程第23 議長の常任委員会委員の辞任
- 日程第24 議会運営委員会委員の選任
- 日程第25 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第26 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、4番大和晴美君、5番渡邊千恵美君を指名します。

議長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願います。

以上、議長諸報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）日程第2．議案撤回の件を議題とします。

本件について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。皆さん、おはようございます。議会最終日、よろしくお願いたします。

それでは、事件撤回請求について、事件撤回請求書の朗読をもってご説明いたします。

山元発第3355号 令和3年9月15日 山元町議会議長岩佐哲也殿。

山元町町長齋藤俊夫。

事件撤回請求書。

件名、議案第42号山元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例でございます。

令和3年8月31日提出いたしました上記事件は、次の理由により撤回したいので、山元町議会会議規則第19条第2項の規定により請求いたします。

理由。改正の必要性についてさらに詳細な説明を行い、改めて提案したいためであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

議案第42号山元町町営住宅基金条例の一部を改正する条例の撤回の件を許可することにご意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案撤回の件を許可することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）日程第3．議案第41号を議題とします。

本案について説明を求めます。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、議案第41号山元町損失補償契約に係

る回収給付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

配布資料№.2の条例議案の概要をお手元にご用意願います。

初めに、提案理由であります、新型コロナウイルス感染症の影響により債務の返済が困難となった中小企業者等を支援するため、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインを新型コロナに適用する場合の特則、この特則を制定されたことに伴いまして、所要の改正を行うため、提案するものであります。

まず、改正の内容であります、本条例は、中小企業振興資金を利用する中小企業者等が、東日本大震災により被害を受け債務の返済が困難となった場合、当該事業者の事業再生の支援を目的とし、損失補償契約に基づく回収金を受け取る権利を放棄するため、平成24年3月に制定したものであります。

先般、新型コロナの影響により債務の返済が困難となった中小企業者等の支援を目的としましたコロナ特則、この特則が制定されましたことから、本条例の適用対象に新型コロナの影響により債務の返済が困難となった中小企業者等を加えるため、条例の一部を改正するものであります。

具体の改正内容でありますけれども、新旧対照表と併せてご覧ください。

まず、第1条、目的についてであります。

適用対象に、新型コロナの影響を受けた中小企業者等の文言を追加するものです。

次に、第2条、定義について、第1項に第6号として、新型コロナの定義を追加するもの、同項第7号として、適用対象となる新型コロナ関連債務の定義を追加するものです。

続いて、第3条、回収納付金を受け取る権利の放棄について、第1項に第4号として、町が回収納付金を受け取る権利を放棄する対象債務の規定を追加するものであります。

最後に、施行期日であります、交付の日とし、令和2年12月1日から適用するものであり、遡及しての適用となります。

以上が議案第41号の説明となります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第41号山元町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第4．議案第42号については、先ほど議案の撤回を許可しましたので、日程第4は削除します。

議長（岩佐哲也君）日程第5．議案第43号を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長齋藤 淳君。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、議案第43号山元町過疎地域持続的発展計画についてご説明いたします。

配布資料No.4、議案の概要でご説明いたしますので、お手元にご準備をお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、各種対策を総合的かつ計画的に実施するために必要な財政上の特別措置等を活用するとともに、地域の持続的発展を図り、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正等に寄与することを目的として策定する山元町過疎地域持続的発展計画について、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を得るため提案するものでございます。

1番の策定の根拠でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、略して「新過疎法」と言われるものでございます。

2、新過疎法で講じられている特別措置及び対象事業ですが、特別措置といたしまして、主なものとして過疎対策事業債、いわゆる「過疎債」と言われるもので、充当率100パーセント、元利償還金の7割が後年度交付税措置される非常に有利な地方債となっております。その他、国庫補助のかさ上げ等の支援が受けられるようになります。また、これらの支援を受けるためには、市町村が過疎地域持続的発展計画を定める必要があります、この計画に位置づけられた事業が支援対象となります。

3、計画の構成及び概要でございますが、まず、基本的な事項として、町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況等を記載し、それに続いて、移住・定住地域間交流の促進、人材育成や産業の振興、地域における情報化、交通施設の整備、交通手段の確保など、分野ごとの具体的な過疎地域の持続的発展施策について記述しております。

次のページをご覧ください。

4の計画期間でございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。

5の計画策定のスケジュールでございますが、今年5月に議員の皆様へ新過疎法の概要等についてご説明をさせていただき、7月に素案についてご説明申し上げ、また、広く町民の皆様のご意見を反映させるためパブリックコメントを実施しております。また、それと並行して、県の過疎地域持続的発展方針との整合を図る必要があることから、検討協議を行っております。協議においては、県から意見をいただいております。それに基づいて修正を行った上で同意をいただいております。今後、ご可決をいただいた後は、ホームページで公表し、県を経由して国へ計画を提出し、11月には県と地方債の2次協議を行うことを予定しております。

また、地域の持続的発展のための基本目標を設定しておりますが、基本目標の達成状

況については、本計画年の中間年に当たる令和5年度に、町総合計画の評価と併せて実施することとしております。

なお、それぞれの年度の当初予算編成に向け、新たな事業の追加や内容の変更等も考えられますことから、過疎計画の変更の必要が生じた場合には、県との過疎計画変更に係る協議及び記載協議のスケジュールも踏まえながら、適切な時期に議会で議決をいただくことを目標にしていきたいと思いますというふうに考えております。

6の計画の調整状況でございますが、先ほどご説明申し上げたとおり、計画の策定に当たっては、県の過疎地域持続的発展方針との整合を図る必要があることから県との協議が義務づけられておりますが、8月20日付で同意を得ております。

以上が山元町過疎地域持続的発展計画の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番岩佐孝子君。

9番（岩佐孝子君）はい。計画策定に当たって、素案をつくるため2回だけの会議なんですけど、そこでどんな、きちっとした討議は、議論はなされたのかどうか、確認をします。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回の議案の概要のほうにも記載してございますが、まず、議会のほうにご説明申し上げた上で、また検討委員会のほうで素案のほうの作成のほうを開始したところでございます。その後、その中で素案の内容について各班長級のメンバーを構成といたしましてご意見をいただきながら、改めて第2回の検討委員会のほうで再度その素案の確認あるいは各種基本目標等の確認のほうを行った上で、課長級を中心とした本部会議、こちらのほうで7月に素案のほうの確認を行っているところでございます。さらに、それを受けまして再度班長級の会議、開催いたしまして、修正案等さらに検討した上で、再度7月に課長級を中心とした推進本部会議、こちらのほうで素案の最終的な確認のほうを行いまして、7月の全員協議会のほうで素案のほうをご説明させていただいたという経緯でございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑。

9番（岩佐孝子君）はい。議会に説明したっていうことで、確かに5月だったでしょうか。そのときには説明はあったような気がしますが、7月、全員協議会で素案について説明ということだったんですが、大まかなとこだけで、あとは資料を配布のみだったような気がします。そういうことからしてちょっと説明不足ではないかなっていうように私は思うんですが、その辺について町長、どのようにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の過疎計画につきましてはですね、ご存じのとおりあの、29年度に本町が過疎地域になってですね、いわゆるこの2回目の計画づくりというふうなことでございます。そういうことで、内容的には我々一定のその計画の内容というものを理解しながらの今回の見直しの対応でございますのでですね、そういう中で前段お尋ねの内部はもとより、議会の皆様にもですね、折々に必要な説明を申し上げ、ご理解を得てきたものというふうに理解しているところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい。2回目だからっていうことで安易に捉えていいんでしょうか。やはり過疎からの脱却を図るために、住民そして職員、議員、全員のもので、皆さんの英知を結集したものになるべきだと私は思っております。今回のこの策定計画と今までの過疎

自立促進計画との相違点、大きなところの相違点をお尋ねします。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。旧過疎計画からの主な変更点というところで申し上げますと、まず目標の項目のほうを追加されておりまして、人材の確保・育成、それから情報通信技術の活用、こういった部分が追加となっております。また、新たに市町村計画の記載事項というところで申し上げますと、地域の持続的発展に関する目標、また、市町村計画の達成の評価に関する事項、こういったものが追加されているところがございます。また、そのほかに市町村計画を策定した場合については、こちらをホームページ等により公表しなければならないということで示されているところがございます。

また、今回、平成29年の過疎計画策定した段階では、参考資料ということで概算事業費等の部分についても議決事項ということで示されていたところがございますが、こちらにつきましては国のほうで作成不要というようなことが示されておりまして、今回こちらの作成、参考資料のほうについては作成のほうはしておらないというようなところでございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。ここの中にですね、パブリックコメントを求めているんですけども、この中でパブリックコメントを生かした点はどこに表現されてますでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。パブリックコメントのほう、7月26日に開始をいたしまして、8月6日までご意見ちょうだいしたところがございますが、意見等なかったというところございました。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。どういう、あの、多分ネットとかでの配信、あとは広報だったんでしょうか。全然ないということですけども、周知はどのようになさったのか、再度確認させてください。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい。パブリックコメントの周知につきましては、ホームページのほうで周知をいたしまして、また、併せまして役場の企画財政課の窓口と坂元支所の1階のロビーのほうに意見箱のほうを置いて意見聴取のほう図ったところがございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。ホームページ見れる方は、この高齢化率の高い我が町では何パーセントいるのでしょうか。そして、坂元支所、企画財政課のところっておっしゃいましたけれども、この庁舎に足を運ぶ方は何人いらっしゃるのでしょうか。そういうことをしたら周知徹底していたというふうには私には受け取れないんですが、いかがでしょうか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい。そうですね。この昨今の地域住民に対する周知媒体の捉え方、考え方、あるいはその現実を見た場合ですね、議員ご指摘のような側面はあろうかというふうには思っております。ただ、確かにこの場面、場面でのこのパブリックコメントの実施、集約というのは、これは大切にしていかななくちゃいけないという部分でありますけども、町としてはその直近では総合計画とかですね、地方創生戦略とかですね、もろもろの計画を策定をし、そういう中でも一定のパブリックコメント的なものも実施をして、相当の意見集約をしてきておりまして、この過疎計画自体はそういうものを限りなくベースにした中で、過疎計画になじむものを集約したようなそういう作り込みになっておるといこともございますのでですね、そういう中でこの過疎計画のみならず、今度申し上げました各種計画での民意の反映というふうなものですね、一定程度来ている側面もあるかなというふうには捉えております。

いずれにしましてもですね、やはり限りなく町民の皆様に、今、町としてこういう問題について皆様方の意見を広く聴取しておりますと、聞かせてくださいというふうなですね、姿勢を、いわゆるご案内の仕方を含めてですね、努力してまいりたいというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい。今、町長おっしゃったように周知の仕方、やはり徹底していくべきだと思います。そして、みんなでこの過疎からの脱却、そして持続可能な町を目指すというそういうふうな意気込みが全然感じられません。ということでですね、先ほど説明はありましたけれども、今までのものにといいことですが、過疎債を活用したために、自治体の財政が逼迫している状況の市町村が見受けられるようです。やはり財政計画を明確にすべきというふうなことからして、今回添付をしてなかった計画書、それが無いということは非常に残念でございます。これからですね、やはり計画をするときには、歳入歳出それも含めた事業実施計画を明確に、執行部だけではなくて、町民に分かるような透明性のあるものにしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この場合は過疎計画というふうなことではございますけれども、今のお尋ねについては町政全体に関わる部分も含めてかなというふうに理解するわけでございますけれども、その上で私申し上げれば、今議会の一般質問あるいは総括質疑等においてですね、執行部の対応状況、ご説明してきたとおりでございます。町としては他の市町村に先駆ける形ですね、体制、シミュレーションというのを以前から取り入れる中で健全財政に努めてきておるところでございますので、引き続きそういう点を大事にしながらですね、進めてまいりたいなというふうに思います。

議 長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。この計画について、この計画は、この山元町にとってどの程度の計画、あるいはこの位置づけというのはどの辺のところの位置づけしているのか、伺います。町長です。

町 長（齋藤俊夫君）はい。様々な計画がございますけれども、先ほど触れましたように、町のこの計画の根幹となるのはいわゆる長期総合計画と申しますか、今の第6次総合計画になりますし、そして国が最近打ち出している地方戦略、これに呼応した形での地方総合戦略の計画ですね。さらにはこの過疎地域に29年度から我が町が該当することになったというふうなことですね、この過疎からの脱却を目指した部分で、特化した形ですね、計画を策定し、そしてまた、有利な起債も活用しながら脱却を目指す。持続的な発展を目指す。そういうふうなことで、今申し上げた3つの計画ですね。基本計画、地方総合戦略、そしてこの過疎計画ということで、その順番でのいわば三本立て的なですね、大きな柱になる計画であろうと、そういうふうな認識をしているところでございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。将来のこのまちづくりを進めていく上での重要な柱となる計画だというふうに受け止めました。そういう町としてはこの計画を位置づけてると。という中で、概要、議案の概要の中でですね、2番目のですね、特別措置、新過疎法で講じられている特別措置及び対象事業という中で特別措置の中の、これちょっと確認なんです、国の補助の補助率のかさ上げも併せて受けることができるっていうのは、これはどの程度の内容のものなのか、伺います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。例えばのものといたしましては、例えば学校を統合する際の校舎屋内の体育館の新增築、こういったものについては2分の1の補助が例えば1

0分の5.5にかさ上げされるといったものですとか、あるいは保育所の新設や改造等、こういったものについても2分の1から公立の場合は10分の5.5といったようなかさ上げはされるといった内容でございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今回のこの計画の中でそういった事業っていうのは何件くらいあるんでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい。今回の計画については、こちらのかさ上げの部分というよりは、過疎債のほうでの事業充当というところでの内容が主なものとなっているところがございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。では、この分についてはないということですね。わざわざここに上げてる必要ないんじゃないかと思うんですが、ないということで受け取りました。

その下の対象事業、新過疎法の趣旨に沿い、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業、何件あるんでしょうか。対象。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい。今回の事業債については、90事業のほうを計画のほうに掲載しております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この90事業と、先ほど出てこなかった大玉事業の関係、リンクする部分も必要なんですね。その辺はどうなってるんでしょうか。

議長（岩佐哲也君）企画財政課長。90事業のうち大玉事業ってのはどれくらい、どういうものがあるのかというようなご質問だと思うんですが。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい。数字的なところまでちょっと押さえておりませんが、多くのハード事業的な部分については、こちらの大玉事業で掲載している部分について、過疎計画のほうの事業のほうで掲載しているというようなところがございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。具体的に答えてください。何件あるの。全部全てだったら全てつつうことでね。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい。大玉事業とその90事業とのちょっと数字のすり合わせまでちょっとここではちょっと手持ちしてございませんので、申し訳ございません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことが知らないで、我々これ判断できますかということを取りあえずここでは言うておきます。

対象事業が分からないと。でね、この計画期間なんですけど、ここですけどね、令和3年度から7年度の5年間ということが示されてるわけですが、令和3年度って今令和3年度なんですけど、もう事業着手してるものあるんですか。と言いますのは、令和3年度の過疎対策事業7億ありますが、これは全てこの計画の中に記載されている事業ということで受け止めていいんですか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい。今回の当初予算のほうで約7億円、過疎債のほうに充当するというところでご提案申し上げたところでございますけども、こちらについての事業については全てこちらの過疎計画のほうに盛り込まれていくものということでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。と、もう事業着手してるものもあるんですか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい。事業自体は既に着手しているものもございまして、はい、以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。着手していいんですか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。こちらの事業については、既に令和3年度の当初予算のほうでご議決賜っておりますので、事業について着手すること自体については問題ないかというふうに認識しております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その予算を借りること、貸すことができるよ、借りることができるよっていうことを認めただけに過ぎませんよ。事業の中身まで、その過疎の事業の中まで当初で示されてませんし、説明受けてませんよ、私は。皆さんは受けてっかも分かんねけども。と、この計画との関係ですよ。これまだ、この計画は、まだ認められてませんからね。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。実際の過疎債の協議自体は、今後11月のほうで行ってまいりますけれども、その中で実際充当できるのかどうかというところは国のほうでの協議の結果によるというところがございまして、場合によってはその財源の振替えといえますか、改めて補正予算等でお諮りするというような形になろうかというふうに考えております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）そして、先ほどね、その参考計画書を示す必要がないというようなことだったんですが、示されないと、私たちはこの計画の関係と、予算の関係、確認することできないんです。ということなんです、その辺はどういうふうに受け止めればいいんじゃない、提案者からすると。そして、その前にまたその前に、この計画が決められないうちに、もう既に予算執行といいますか、事業着手することができるのかどうか。今の話ではできるということなんです、それはんで何の基づくものなのか。その辺も示していただければと思います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず、事業の着手については、先ほど申し上げたとおり、令和3年の当初予算のほうで認められたというところで着手しておりますし、場合によってはその通常の予算の中でも財源が充てられないような場合については、ほかの財源に振り替えるというような形での補正の予算を通常の場合でも計上しておりますので、同じようなルールで行っていくということでご理解を賜りたいというふうに思っております。

また、あの……、あと事業そのものについては、各年度の予算の中でそれぞれ編成の中でご審議いただいているところがございますので、その中で財源として過疎債充てていくのか、あるいは一般財源で行うのか、そういったところをご審議いただいているものというふうに認識しております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。んで、取りあえずその7億4,500万の内訳をお示しいただければと思います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。予算の事業名で申し上げますと、まず農地関係経費ということで700万円計上しております。あと、漁港管理経費ということで2,000万円、あと道路新設改良経費ということで1億7,270万円、社総交の関係で2,990万円、道路メンテナンス事業補助金ということで1,830万円、あとは道路交通安全施設等整備事業で1億770万円、坂元中学校施設管理運営経費ということで650万円、あと少年の森整備費2,670万円、あと社会体育施設整備費ということで2億7,790万円、あとはそのほかソフト事業ということで、合計で合わせて3,800万円程度計上しているところがございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういった内容について、当初の過疎債の7億のときの説明に

はちょっと俺記憶ねえんだけども、あったんだべか。あったんだっただけでなく、私が見過ごしたっつうことになるわけだね。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。予算書の中でご説明申し上げているというところでご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。予算書の何ページにそういうこと書いてるんですか。いや、あるんだっただけでなく、あと時間あいつして、こことここって、本当はそういうのをちゃんと整理して示してもらえば分かるんだけども。とあわせて言うと、そのやっぱし計画資料って、参考資料っていうのがね、我々の手にないと、判断できません。そしてあわせて言うと、先ほども出ましたけども、どの程度の説明でね、これを我々に提案しているのか。先ほどのね、住宅基金と同じ経緯ですよ、これは。これだけを示して、そして認めてくれるということを言ってるんです。かなり強引なね、提案の仕方だというふうに思います。前は、今回見直して言いましたけど、前はこのくらいの厚さの資料を提供して、そして我々に説明して、そして我々も理解できて、そして前は通したと。こういう1枚物の説明資料もあります。それから、当然参考資料、この参考資料でね、この参考資料あれば、大体はね、理解できるんです。仮にも実施計画同様ですからね。何年に何ぼ総事業費を示して、そして何年にはそのうちの何ぼを使う。そういうのは見れば分かるんです。そうすると、「ああ、こんなに積極的に……、んでこのくらいだ」と。我々も「んでもこの事業についてはもう少しこう全体見ると抑えたほういいんでねえのがや」とか、というのがその時々ね、今度具体的に提案されるときに我々の判断材料になるんです。国がね、つくり、やっことねえというふうに言ったって、我々は実際地元、国はね、地元のことはあまりタッチしねべからなんだけど、俺たちは、我々はね、大事な金を認めつか、認めねがってというときの判断材料にこういうものを使って判断することになってるんです。

だからね、今ここでやめつけんども、やめて誰かに譲っけども、たったこれだけでね、で初年度っていいですか、今回だけで7億ですよ。これが多分来年も10億とかね、再来年は5億とか、そういう設定になってっと思うんです。それを分かんないと、これだけでは分かりません。それで、全体を、この全体計画を認めるか認めないかって、認める、なかなか難しいんです、我々、判断する上で。いかがなものでしょうか。まあ、そういう、どういうちょっと先ほど説明不足というふうに、という話もありました。やっぱし判断する、少なくとも先ほどのね、まず9億の内訳、それからそうすると来年度、再来年度、ここで示せる、できる少なくとも5年間のまずは、まずはその年度の事業、総事業費っていうのを示せると思うんですが、取りあえずその各年度のですね、総事業費について確認します。

議長（岩佐哲也君）はい、議長。過疎発展計画の各事業年度のごとの計画総金額はどうなってるかという。（「年度ごと」の声あり）年度ごとのね。各年度ごとの総金額についての質疑だと思います。（「あんだだち自分でやってんだべ……」の声あり）あとでじゃ、資料、あいつ。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。各年度の総事業費という意味で申し上げますと、以前もご提出申し上げている中期財政見通し、こういったところでのトータルというところで判断していただくような形になるかというふうに考えております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これと全く一致するっていうことね。これと同じ判断すればいい

いんだね。大玉事業も。ということだべ、今言ったの。前に何とかって言うの。これは
んでも令和5年までの計画だからね。今出そうとしてるのは令和7年までだからね。令
和3年から令和7年です。

議 長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩しますか。（「はい」の声あり）

ここで暫時休憩とします。再開は10時55分、55分再開といたします。暫時休憩。

午前10時44分 休 憩

午前10時55分 再 開

議 長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（岩佐哲也君）先ほどの8番遠藤龍之君の質問に対する回答からスタートしたいと思います。

今、計画示されたやつの各年度の事業計画費があれば、計画を示してくださいという
質問で暫時休憩入ったんですが、その回答から。

企画財政課長。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。各年度の事業費ということでご質問いただいたところで
ございますが、先ほどもちょっとご説明申し上げた中期財政見通しでの大玉事業の中
での各年度、年度ごとの将来的な見通しということ推計しておりますので、こちらのほ
うの数値ということでご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）まだこういった重要なね、議案を提出する中でのこの説明ってのはね、には
なってません。質問変えます。総事業費は幾らと見込んでるんですか。この計画期間
の中で。令和3年から令和7年の。先ほど対象事業が90件って言ったよね。その90
件のやり遂げる上のその総額をどう想定してるのか、企画してるのか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。ご質問の部分につきましても、基本的には各年度ごとの
予算編成の中でその事業費が固まってくるという部分でございますし、先ほど申し上げ
ました中期財政見通し、ここでの総枠というところでの取りまとめというふうになっ
ておりますので、その点ご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

議 長（岩佐哲也君）結局、今の回答は、R3年から5年間の総事業費というものは、過疎のね。
決まってない。さらに、各年度の事業計画金額もまだ定まってないという理解して
いいのかどうか、その辺。これから計画するということなのか、その辺詳しくちょっと。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。いろいろ検討委員会等々でね、検討してこれを出したとい
うことなんで、検討委員会のんで責任者、答弁をお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。過疎計画につきましてはですね、基本的には予定されてる期間内にお
ける過疎地域づくりの基本的な方向を示すというふうな内容でございます。そういう
ことでございますので、課長申し上げましたとおり、あるいは議員からお尋ねありま
したように、過疎計画の期間、それから今つくっている町全体のこの実施計画、個別
計画に相当する財政シミュレーション、というのは大玉事業ですね。これの年度って
いうのは、必ずしも一致しておらないわけでございますので、それはその時々
の計画、財政シミュレーションの見直し等々で随時カバーしていくようになら
うかなというふうに前後関係については理解してるところでございます。

そういうような中で、各年度の事業については、財政シミュレーションが策定して

る時期までについては、一定のものは、これは明らかになるようなですね、そういう状況にあらうかなというふうに思いますけども、必ずしもこの5か年度分についてですね、整合性の取れたものがあるかという、これは今後の財政シミュレーションの策定に委ねられるというふうになろうかなというふうには思っておるところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。何のためのじゃ計画なんですか。まちづくりをね、今後こういう内容で進めていきますよというね、計画ですよ。重要な計画になってるんですが、三本柱とかね。これに沿ってこのまちづくりを進めていく。そのまちづくりを進めていく際、できれば有利な事業債、起債をね、で対応していきたい。しかし、有利な地方債も金にかかるんですよ。一般財源つつうか、町のね。して、今みんな心配してるのは、その財源の将来、将来にわたってね、この山元町どうなるんだと。今は金あつけども、将来、今ぼこぼこ金使ってしまったときに、今後、この町を背負っていく若者たちがね、もう借金だらけのね、背負わさったときに、何も使えねえんでねえかって、やりたいこともやれねえんでねえかというような、10年後、20年後にはしたくない。みんな思っただから、この間の今回の特別委員会の審査の中でも地方債とか財源の問題については、あるいは財政の問題については結構ね、皆さん疑問を訴えてたといいますかね、取り上げていたという、今回ね。

そして、さらに先ほど撤回なされたね、住宅基金、これもその使い方についても皆さん心配している。という流れの中でのこれなんです。これは、計画非常にいいものなんですよ、中身は。これを本当に進めていくためには、しかしあわせて我々は財源の心配もしなくてない。心配っていうかね、懸念ね。そのときに、その判断するべきものがない。なくて何で俺たちね、これを認めてしまったときにね、またこいつは結果、その結果決めるのは、決定機関はね、意思決定、町のそういったものを決めるのは、最終的に決めるのは議会というふうになってるわけですから、そうすつとね、我々としたら非常に慎重にならざるを得ない。いいことでもですよ。という経緯の中での話なんです。

ですからね、ぜひその辺の決める際に必要なね、説明資料、これをぜひこの提起しても、これはあらゆるところなんです。その求めているのがね。先ほどの申し訳ないけども、住宅基金の条例についてもしかりなんです。ということが現実にあるという中でね、やはりこの計画についてはね、方向性を示すものだというような今の町長の話であったんですが、町長にいく前に、いく前にね、町全体でこれはこの重要な計画をですね、先ほどの説明では県と小委員会みたいなのが班長クラスとかでも検討して、あとは課長会議さかけさせて検討して、この中身をこれでよしということで我々に提案してきたという経緯、先ほどお話しされたんですが、じゃあどのくらいのね、その中身、先ほども確認したようなんですが、どのくらいの議論を重ねた中でこの最終決定したのか。あとはね、財務の国ではその参考資料は必要ないということだけけど、その辺の議論はね、なかったのか。議会に提案する以上、理解していただく上でこういったものも国では必要ないということだけけども、山元町としてはやっぱりこれを添付してね、そして理解を求めようといったような、そういった議論もなかったのかどうか。なければならないですけど、じゃ今度その検討委員会何時間やって、何人のこのね、方が意見を出して、最終結論に至ったのか、その辺を取りあえず確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤議員は今のご質問のような場面、ほかの場面でもとるわけでございますけども、執行部としてはもろもろのその事務事業を抱える中で、限られた体制、

時間の中でですね、議会をクリアする、あるいは県をクリアするために、必要な回数、時間を割り振りながらやっております。ですから、そういう中で一つ一つの案件について、何回、何時間費やしたというふうなものはね、それは議員の立場としては気になる側面かというふうに思いますけども、執行部としてはそういうことでこれだけ関わっているわけではございませんので、一定のその県なり国の理解を得られる中身、そしてまた、求められる内容、これについて、これに限らず対応をしてきてるというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。(不規則発言あり)

議長(岩佐哲也君) 8番遠藤龍之君。もう一度、正確に。

8番(遠藤龍之君) はい、議長。検討委員会でここ5年間の、それだけの話ですからね。その中で、先ほどの説明では検討委員会の中で、こういうことで変更しましたということの検討内容を確認する。

議長(岩佐哲也君) 企画財政課長、分かりますか。

企画財政課長(齋藤 淳君) はい、議長。先ほどもちょっとご説明申し上げた部分と重複する部分あるかとは思いますが、先ほど申し上げた班長級の検討委員会のほかに、先ほど申し上げた課長級の本部会議ということで、その中で素案の本文の確認ですとか、あと基本目標、あと各数値の設定ですとか、あるいは素案の修正後の内容についての確認、こういったものを会議の中で検討いただいて決定をしたというようなところでございます。以上でございます。(不規則発言あり)

議長(岩佐哲也君) 課長、分かりますか。回数とかは分かりますか。

8番(遠藤龍之君) はい、議長。では、正式にその会議録のね、開示を要求します。

議長(岩佐哲也君) 課長、分かります。休憩入れますか。分かりますか。

企画財政課長(齋藤 淳君) はい、議長。先ほど申し上げた班長級の検討委員会のほうは計3回実施をいたしまして、課長級の会議、こちらについては2回開催したというような経緯でございます。以上でございます。

8番(遠藤龍之君) はい、議長。その中身について、どういった検討をしたのかっていうことを確認してるんです、いろいろ。問題は出なかったのかね。もうずっとこの提案されたものに対して何の異論もなくスムーズに、議論もなく意見もなく、提言もなく。最終的に出されたものに対してすんなりと進んで、そして結果、この内容になったのか。っていうようなことを確認したかったんですけども、その辺については回数までいいですから、誰がどうのこうのと言った部分はいいいですから、もし、いやこの内容ね、出されたものを「いや、ここはこうしたほうがいいんでねえか」とかさ、あるいはもっと足したほうがいいんでねえかとかね、そういった議論はさらにあったのかどうかね。あるいは、ここはちょっと問題でねえかとかね、そういう議論があったのかなかったのかっていうことだけの確認にしますんで。

企画財政課長(齋藤 淳君) はい、議長。すみません。今、詳細な議事録がちょっと手元にはないんですけども、復命の中でやった中では、やはり素案等をうちのほうで作成した部分について、各課のほうから、こうしたほうがいいんじゃないかですとか、あるいは文言の訂正ですとか、そういった部分かなりございまして、それを踏まえた形で今回修正を加えて、また、県からのご意見もいただいた上でさらに修正を加えて、今回議案として提案させていただいたところでございます。以上でございます。

8番(遠藤龍之君) はい、議長。そうした検討の中で、まず先ほどの話に戻るんですが、中身が

確認されたわけですよ。それはそこに戻るんですが、それは答えられません。その総事業費が何ぼになったかとか。さっき答えてねえんだよな。90件の中身。だって、そういう経緯を経て検討して、これができたんでしょ。そして、これはね、議会に提示することはないっつうことだけで、あなたたちはこれを提案する以上、その根拠となるね、この参考資料っつうのもなっていないんでないの。あれば、我々には提示すっつうことないっつうふうに国の話だから、それはそれでね、国のあれに従ったまですっていうことならそれはそれでいい、いいとも言いたくねえんだけど、これがね、これの存在はんであるんですか、ないんですか。その参考資料。前回やったね。これの積み重ねがこれ、この内容になってると思うんですが。そして、だってこの内容達成するためには、こういう財源があつてようやく達成できるっつう、これが計画なんですよ。あるいは、この計画を本物にするためにこの計画、前はだよ。前はそういうことでこれが一体のものとして我々に示されていた。

参考資料って分かるよね。分かって言ってるんだよな。実施計画的なね、やつだから、ちゃんとその年度、年度、財源を示して、その年度、年度我々はこれ見て、「ああ、この、全体でこの地方債のは、こいな事業に何件、このくらいの額で使うんだな」、「使われんだな」という、そうすつと、将来の不安、我々はんでもその事業の中身を見るとかね、町長とさっき言ったようにこれはちゃんとやらざるを得ないし、やる上ではこの地方債でもこの過疎債を使えば有利だね。んで、これには賛成しましょうっつうかね。という話になる。のために必要な資料なんです。んで、質問として、この資料は今手元にあるのかないのか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回の参考資料につきましては、国のほうから不要と言われた部分もございましたので、こちらのほう作成しておりません。あと、計画の作成の考え方といたしまして、今回の計画については、過疎に関しての基本的な考え方を示した計画の中で、過疎からの持続的な発展というところを実現していくためにはどういった事業を充てていけばできるのかというところで、事業の選定に当たっては総合計画の実施計画上に上がっている計画ですとか、そういったところをベースに積み上げていっているという部分になってございますので、事業費から積み上げてくというよりは、逆に計画のほうから下りていくようなつくり込みではないのかなというふうには認識しているところでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。国で必要ないということであるということ、それを示すものがあれば示していただきたい。通知書とかいろいろあんだべ。それを示していただきたい。それは後でちゃんと表題か何か言えば、あと確認するところにすれば分かる話だから。あるいは、あるんだったらそれを示していただきたいっつうのは、コピーでもね、あれで示して。まして、そっからは出発しないんだけど、本当にそういうね、通知通達のある中でそういう、こういうことをしてるのかどうかということの確認をするために、今その国の指示の確認をしたいということなんです。示していただければ。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。こちら、国から、総務省自治行政局過疎対策室から令和3年6月2日付の通知になっておりまして、こちらの中で今回の過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法施行に関する、施行についての質疑応答という部分がございます、この中で市町村計画の参考資料についての作成について質疑がありまして、「新過疎法における市町村計画においては、従来参考資料として作成を求めてきた計画期間に

係る事業計画の作成を不要としています」というような回答をいただいているところで、こちらに基づいて今回判断をして、今回議会のほうに諮らせていただいたという経緯でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今のちょっと聞いたけど、それは絶対のものではないですね、そうすつとね。そういうことがあったということで、それを参考に、我が町ではそれを参考にして出さないことにしたということでもいいんですね。その件について、その検討委員会とか検討会ではどういった議論がなされたかも併せて。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。この部分については、検討委員会のほうでの議論というものはございませんでした。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それは誰の判断で進めたんですか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。あくまで事務局である企画財政課のほうで判断をして、委員会のほうに正式に素案という形で提案していく中で最終的には決定をしていたという流れでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、これは必要ないということでは、事務局判断ですけども、それに対して検討委員会でも必要はないというふうなことになったということですね。それは町の考えですから、私はそれではだめだと思いますけども、そういう経緯の中でよこさない。そして、出さなくてもいいよという国のお達しもあるということでは理解できます。理解したって、それを認めるつつうわけではないんですけども、こういうことでいいのかなというのがね、大きな疑問なんです。いろいろ検討、先ほどですけれども、全くこの説明不足でたった2回でね、本当にね、議会に対してどのくらい我々が理解できるような説明をしたかといいますと、先ほど本当にこうなめる、なめる以下ですね。先ほどの説明と何ら変わらないような、それはその会議録等々で確認すればいいんですけども、そんで説明したということになんのかどうか、私は本当に何つうか疑問で仕方がないですね。

そして、十分な理解のないまま、それを改正、我々だよ、対処をできないまま提案される。これをもらったのだから、7月、8月か。こいつ、読むのだけでも大変ですよ。7月。（「7月の全協のとき」の声あり）7月だよ。5月にももらったんでねえよな、こいつな。今後の対応だな。概要と今後の対応についてだから、んでは素案について説明だから。そして、これはそうだけど、これだけで判断しろって、僕は何度も言うけども、昔はこれにプラスセットとしてこういうものがあったから、「あ、なるほど。この事業に対してはこういうことで」というふうにそこである程度の理解できて、理解した上で判断できるということなんだけども、もうね、このこういった、しかも先ほど来言ってたこの案件って非常に町にとっての重要案件だというふうな町の捉え方、位置づけをしてるものに対して、そんな程度の提案でいいのか。大きな疑問を私は持ちます。

この、何回も言ってますよ。先ほどね、そうすつとまた町長何回も言ってるというような話になっかも分かんねけど、何回も言わざるを得ない。何回言ってもね、直らない。こういった説明資料についてね、提案もそうだけど、町長は先ほどのね、先ほどって先日の総括質疑で、町が実施する事業内容にご理解を深めていただけるよう、適宜適切な説明資料の提供に努めている。今、こういう実態を見たときに、これは本当に当たるのかどうか。この件だけちょっと町長、この件だけでいいですからね。という町のね、町長の姿勢からしたときに、今のその説明資料とかね、この間の説明の対応とかね、を見

たときに、この件についてですからね。

町長（齋藤俊夫君）はい。この過疎計画の持続的発展計画に絞って、この間の説明、経緯経過ということでございましたけども、先ほどと重複いたしますけども、新年度早々でしたかね、過疎法の改正。ですね。あつて、5月のこの全協での説明というところから入っての場面、機会確保ということでございますので、この案件だけ取り組んでいけばですね、それはもっと必要な機会確保になるかというふうに思いますけども、私どもはこの案件も含めて同時並行的に対応を余儀なくしておりますので、それぞれのものについて、議員おっしゃるような、まあ十分かと言われるすと、それはちょっとなかなか限られた時間内です、県との協議もありますし、そういう前後関係をぜひご理解をいただければですね、一定の対応にこれはとどまらざるを得ないという、そういうジレンマに絶えず置かれていると。あとは当然ものによりけりというふうなことがございます。はい。

議長（岩佐哲也君）町長、今の議員の質問は、この過疎地域計画についての十分説明したと考えているかどうかということなんです。それに対する町長としての考えはどうだったのかと。いろんな資料提出も含めてですね、十分説明されなかったのではないかという観点からの質問で、十分説明したと考えているかどうかというその質問に対する、質疑に対する回答をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私としては、ですからそういう一連の取組の流れをご理解いただく中で議論していただきませんと、それが十分かと言われるれば、前後の関係で必ずしも十分にあったというふうには思っておりません。はい。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。あとね、山元基本条例にこういう項目、これも何回も言ってるんですけども、「町長による政策の形成過程の説明」、7条にこう述べてあります。「町長は、議会に提案する重要な政策」、これは重要な政策というのは先ほどね、確認できましたよね、今提案されてるんです。「については、その政策水準を高めることに資するため」、中身をね。中身をうんと立派にする、内容のあるもの、あるいは充実した内容のあるものにするために、「形成過程の資料を提出し」、形成過程の、まだつくり上げているその過程の中で必要な資料を我々に提出し、我々にも考えろということだね。そして、あわせて町長は「その説明をするよう努めなければならない」。「努めなければならない」だから、努めることねえんだということになればね、それはそれで町の考え、町長の考えですから、それは明確に示していただければいいだけの話で、あと、ということです。

そして、んで、その重要な施策って何かというと、先ほどもう重要な施策って言ってますからね。一つには、ここで決めてんのは「まちづくりの基本方針、あるいは分野別の計画」、計画ですね。「及び施策事業」というふうに規定してます。また、「町民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画」、これも当たりますね。「及び施策事業」、このことについては、形成過程の中から資料を提出し、十分な説明を行わなければならないというふうな条項があるわけですが、この辺何回も確認してるところです。

取りあえず、この7条に対して、町長はどのように受け止めるか。この7条と先ほどの、この前の総括質疑で確認した、資料の提供に努めていくということに対する理解はいかがか。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員がいみじくも言われたように、今の規定は努力規定だというふうなそういううたわれ方だろうというふうに理解しているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。やってないからね、私確認してるんです。いろんな場面、場面

でね、先ほどの基本条例も、あ、基本でねえ。住宅のね、基金の条例のやつについても、求めてよこされっかと思っただけ、次の日寄こさんなかった。内部文書だからということですからね。もう、ちゃんと資料としてあるものも、我々に提出しない。させない。というのが、今の町の対応です。これ以上ね、あと求めても多分同じような回答になるかと思えます。私はですね、今後、本当にこの重要な施策を決める際には、決められたとおりの対応をしていただくことを求めて、終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

6番高橋真理子君。

6番（高橋真理子君）はい、議長。よろしくお願ひいたします。

この計画策定に当たってですね、8月ですか、宮城県との計画協議があったっていうふうなスケジュール表で見ました。これ、宮城県のほうでの協議の中で、どんなような例えば提言があったり、あるいは内容的にここは削ったほうがいいのかって、そういったような協議じゃなかったのかと想像されるのですけれども、どんな内容だったのでしょうか、伺います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回の県と協議進めていく中で、7月の時点で議員の皆様にお示しした素案との大きく変わった部分といたしますと、計画のほうで41、失礼いたしました。50ページのほうに別表という形で過疎地域の持続的発展特別事業分ということで、今回のソフト事業分の事業のほう掲載させていただいておりましたが、今回備考欄のほうに、こちらがソフト事業ということで一過性ではないということを示すということが必要だというようなお話をいただきまして、事業の具体的な内容についてもこちらの計画に反映させるようにというような意見もいただきまして、こういった部分大きく今回県からいただいた意見の中では変わったところがございます。以上でございます。

6番（高橋真理子君）はい、議長。そういったような協議があったということですけど、大体時間はどれぐらいかけてこういった協議が行われるものなんですか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。実際に県のほうへのヒアリングという形でこちらからお邪魔したのが8月6日の日にお邪魔をしておりますが、その前から県のほうには素案という形でお送りをさせていただいておりまして、またヒアリングの中でご意見をいただいた上で、さらに県のほうで各部局のほうに意見聴取を図った上で、8月20日の日に同意をいただいたということがございますので、ヒアリングから数えますと2週間ぐらいはよせてるのかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか、質疑はありませんか。

9番岩佐孝子君。

9番（岩佐孝子君）はい。今までの質疑を聞いてますと、回答にならない返答が来ています。先ほどですね、財政見通しを参考にすればということで話がありましたけれども、この事業、500万以上でしたよね、たしか提出するのが。ということにすると、ことからすると、90事業のうち、90事業とは言ったものの、ここに書いてあるのは、過疎債、過疎に、過疎判定という部分に数えたら12事業だけなんです。90のうち12ってというのはどういうことなのか、そして復興・新規全て合わせても104件ですが、どこにも該当しないものも全て入っての104件なので、その90件っていうのがどこからどういうふうに出てきたのかが私はちょっと理解できません。先ほどの回答の中、そし

て、まずはそれを求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。この90件と申し上げた部分につきましては、今回過疎計画でご提案申し上げてる部分でございますが、具体的にページで申し上げますと、例えば21ページでございますが、各施策ごとにそれぞれ事業内容ということでお示ししてるこのこちらの事業の数を先ほど90件ということで申し上げさせていただいたところでございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。ここに掲載されているものが、全てこの中期財政見通しに掲載されてるわけではないですよ、ずっと。私はそのように捉えてるんですが、いかがでしょう。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。確かにお話ありましたとおり、中期財政見通しについては500万円以上の大玉事業ということでございますので、そういった意味では500万以下の部分の事業が加わっておれば、それは入っていないというようなところでございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。そういうことからして、やはりその90であれば90なりの事業、総合計画をメインとしてやったということであれば、総合計画から引っ張ってくればそのまま出てくるんじゃないですか。そういうことからして、先ほどの計画を明確にして提示していただければ、私たちもそんなに心配することもなく、一番心配なのはですね、過疎債を乱発とまではいかななくても、活用して、どんどんといろんな事業を展開していった結果、にっちもさっちもいなくなってしまう市町村があるやに聞いています。そういうことからしたら、歳入歳出の見込みをきちっと考え、次代への人たちに、次代を担う人たちにやはり借金は残すべきではないと思います。今のど元を過ぎればではなくて、きちっと長期的に、本当に持続的な、この町を残すというような意気込みで取り組む計画でなければならないと思うんですが、その辺についてどのように捉えたったんでしょうか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほども健全な財政運営の部分触れさせていただいた機会がございましたが、町としてはですね、総合計画を大きな柱としてですね、町村戦略、過疎計画という3つの計画をベースにしてですね、これ毎年度の予算編成、そういう中でご懸念の地方債、総額幾らと。そしてまた、その中で全体として過疎債、例えば今年度で先ほど言われてるように7億円程度ということですね。そしてまた、今議会、決算議会でもございますけども、必要な決算資料お示しする中で、過去の3か年度の平均のですね、財政健全化比率、もろもろに照らし合わせてもらった場合、基準とどう乖離しているのか、不具合が、あるいは将来に向けての問題があるのか。そういうものをご確認いただく、そういう様式をお示しをしながら、議員各位には一定のご理解、ご判断をいただくと。そういう仕組みの中で、可能な限りの対応をしてくれているということでございますので、予算、決算、財政シミュレーション等々ですね、トータルの中でぜひ町の財政運営どうなってるのかというふうなことを確認いただければ、ご理解いただければありがたいなというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい。理解できません。やはりですね、今、震災復興で事業を遂行するのに非常に大変な時期だったとは思いますが。でも、三位一体のときの行革によって、各市町村、職員はどんな思いをしたでしょう。給料も減額され、それが一生続く年金まで反映されるんですよ。そういうことが私は懸念されるからこそ言ってるんです。総合計画が基本であれば、そこから90件引っ張り出してきたり、ここにあるものを一つ一つして

示せば、不安は払拭されるんじゃないですか。職員は大変だって言いますけども、それをするのは職員じゃないですか。私はそう思って仕事をしてきてました。それがなければ、どれを指針として職員は仕事をすればいいんでしょうか。やはり単年度ではなくて、5年、10年を長期的なスパンで物事を見たりするための私は今回のこの計画だと思います。そのための計画をきちっとしてなければ、行き当たりばったりになるんじゃないですか。借金だらけの町にしていいいんですか。2分の1から10分の5.5、そんなんでいいんですか。でも借金なんですよ。ちりも積もればなんですよ。人の金だからですか。その辺、町長の考え聞かせてください。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、議員、冒頭理解できないというようなお話、大変残念な思いで聞いておりました。決算資料をご覧いただきたいということでございます。そこに山元町の財政健全化比率の関係、ねえ、公債費比率とか、将来に向けた将来負担比率とか、それが基準に照らし合わせてどういうレベル、ラベルなのかというのは、しっかりお示しをしておりますし、監査委員にも監査をしていただいております。ね。将来に向けてご懸念という部分は、それは議員諸氏に負けないくらい我々執行部やらせていただいております。そういう指標が、結果がですね、今申し上げた決算資料の中にきちんと現れてるわけですよ。ね。起債の発行比率がオーバーしてるとか、基準に抵触してるとかっていうレベルでもあれば、私もですよ。そういうふうにちゃんと勘案していただいて、適正なご理解、ご判断、ご心配をしていただければありがたいというふうに思います。財源の確保も含めて、担当職員共々、財政の健全化に努めているというようなことをご理解いただければありがたいというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい。非常に残念です。今のこと、今がよければではないですよ。過疎債活用して返還し始めるのは何年後ですか。3年後だったと私は記憶してるんですけども、3年据え置いて、それがどんどんとだるま式に増えていくわけですよ。そのときに、こっちもさっちもいなくなってしまう。今が標準に来てるから。そういうことだけではないんです。だからきちっとした財政シミュレーション、財政計画をすべきだっていうことで、それからこの計画に持ってきているのかということが疑問でありまして、説明不足ということも含めて私は質疑をしてきたんですが、全然理解できる回答をいただけないということに非常に憤りを感じております。これで私は終わります。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。いろいろ言ってるんです。これで対応するつつうことを否定して言ってるんでないんです。そこは分かってもらってっと思うんですけども、やっぱり過疎債でね、対応できる事業っていうのは当然大いに積極的に使っていかなきゃない。それを使えるように我々が判断するために必要なことを、それを提示してくださいね、明らかにしてくださいということだけを言ってるんです。ところが、その辺のね、説明は十分ではないということがね、この間こう明確になったことなんだということが明らかになりました。この件に関しては、町の考え、対応、町長の対応、考えについては確認できました。そこで、そこでやっぱり議会としては、議員としてはこの不安あるのは、この過疎事業を実際進めていくときに、予算化されて進めていくときに、議会がチェックできる事業あるいはチェックできない事業っていうのが、逆だな。チェックできない事業っていうのはどれほどあるのか。全てチェックできるようなシステムになっているのか。経緯になっているのか。その辺を確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど申しましたように、毎年度の予算編成、当初予算の中ですね、過疎債を含めた地方債の発行、これについて議会の場でご審議、ご理解いただくというシステムになっていますし、地方債の内訳として過疎債も含めた地方債の総額、発行というふうなことでございますので、そういう大きなご理解をいただければよろしいのかなというふうに思います。

そしてまた、その執行がどうだったかなってというのは、先ほど申しましたように、単年度はもとより、過去3年度の健全化比率、どういう推移で来ているのか。ね。あるいは、将来に向けての負担比率、ね。先ほど岩佐議員はその辺理解されていないようですが、そういうものを含めて一定の数値、指標を提示しておるわけでございますので、そういうものも併せて勘案していただければありがたいなということでございます。

議長（岩佐哲也君）今の町長の冒頭の話の中でね、予算とかその他立案するときにはその都度議会に出してチェックしていただくようにしてると。結果については決算でということ、常に議会のほうにかけて決裁をもらう、チェックしてもらうようなシステムを考えてると、そういう体制になつてるといような説明で、それに対しての何か意見があればまた。

8番（遠藤龍之君）はい。私は単純に聞いているんですけども、示してるってどういうふうに示してるんですか。んで、具体的に。当初予算で過疎債、私さっきも示しましたが、そしてその際にですよ、説明の際に、具体的に説明してませんからね。この件については。7億の内訳については。皆さん聞きましたか。聞いてますか。説明受けてますか。議員の皆さん。あるいはそこまで説明してますか。していないから聞いているんですよ。町長のは何でもかんでもね、一般論でね、そんで事なきを得ようとしてるね、非常にこの何か表現できないからしないけども、ちゃんと質問に対する答えをしてください。ということ、私が確認したいのは、例えばね、予算をつけた。そして、その予算を事業着手するときに、例えば工事ものだったら契約、入札契約だったら契約をまとめるときに、5,000万以上の事業だったら我々はそこでチェックできる。その事業が果たして過疎債を使った事業、適当なのかどうなのか、あるいは事業費についてどうなのか、どうなのということでチェックできる。だけど、それ以下の事業についてはチェックできないんです。議会はね。あとのその何とか報告つうことで議会の、これこれこういう5,000万円以下の事業はこういうような契約で、契約額で入札済んで、どここの企業がこれを請け負いましたと。工期はこうです。もう決まったやつだけを我々は知らされるじゃない。あるいは業務委託となつと、全くもう議会のチェックの対象になってない。過疎債の事業よ。という中で、だからこの計画を認めてですね、本当は認めざるを得ないつうかね。もうこれは大事な事業ですから。ただ、その詳細にね、各種の事業、しやあない。仕方ないつうかね。

本当はこの参考計画書がね、それも本当は示していただきたいところなんだけど、それも示していただかない。しかしながら、大玉事業とこうリンクするところがありますよってというのは、その辺をチェックすればということなの。だけども、そこに上げられた事業が、予定されている事業が、んでどのくらい議会としてね、チェックできつかということ、をさっき確認してんです。それに対しての答えになってましたか。議長、ちゃんと制止してください。ね。そして、もういいからわ。この課長の、そういう心配をしてる。ちょっとその制度的にどうなんだかね。制度的なことは専門家に聞きます。

その辺のね。大体どのくらいがこのチェックから外れるのかなっていう部分。全部その対象になりますよっつうんだったら、それはそんでいいんだ。その際に、ちゃんとそんなときには我々は知らないっつうこともあつたら、そんなときもちゃんとした説明ね、事業実施すつときにはこれ一応その制度としては議会通すことないんだけども、今度こういう事業します、過疎債のね。というそういう説明があるのか、あるいはする気があるのかどうか。というこの流れ、経緯についてはどうなんでしょうか。これ、プロに聞きますから。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい。基本的にはその予算化される事業については、先ほど町長からお話あったとおり、予算の中で事業費幾らということでご提案申し上げているようなところでのチェックをいただいている部分ございますし、もしかするとゼロ予算事業というものがあれば、それについては当然のことながら予算のほうにかかってまいりませんので、そういった部分については各セクションのほうで対応するというような形になりますが、当然予算かかる部分については議会のチェックをいただいているというようなことで認識をしているところでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。議長、私の質問って理解できねすか。理解できません。できます、できないっていうか、私はだからこの予算書、町長と課長と話大体同じなんだけども、俺たちどこでこのチェック、んだこつたら当初予算で上げてますからって、んなこつたらさっきも言ってけども、具体的な話になって申し訳ないんだけども、当初、令和3年度のね、当初予算の中で、先ほど言った7億4,500万、450万、これがどこさ載ってつか、その説明がないと、私たち分からないんです。こいつあれ、この詳細について俺たち資料としてもらってんだっけ。過疎債の中つうのは。いや、資料でこの7億、何というの。いや、ここさっていうのはあなた言った地方債っていうことで言ってんだべ。予算書の中で。これは過疎債の事業ですよということが、どこを見れば分かるんですか。

そして、そういうことを過疎債って、今過疎債を問題なってんだから、それを理解できない議員のほうの問題つうんだったら、それはそれでいいんです。多分そういうことなんでしょうけども。分かればいいんだぞ。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。予算書のほうですと、第3表のほうに地方債という項目ございまして、こちらのほうで過疎対策事業ということで7億450万円というような記載ございますんで、こちらの中で今回過疎債についてどの程度充当するのかというところをご確認いただけますし、あと各歳出のほうの予算ご覧いただけますと、財源内訳というところで地方債の欄ございますので、ここの照合を図っていただくというような形でご確認いただくような形になろうかなというふうに考えております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。その疑問に対する、質問に対する答えになってない一般論ってというのはね、具体的な数字を聞いてるんだから、具体的に答えてほしいんだけども、まあ、十分にね、ほらチェックできるかっていうね、素朴な質問なんだけども、それに対してね、優しくないといいかね、本当にこのね、認めてもらいたいのかっていうふうなね、姿勢に立った答弁にはなっていないです。非常にね、この地方債ね、過疎債、そうすつとね、どこで判断していいのかっていうのをちょっとこの年度は多いんでねえかとかね、だから、それを話せるためにはやっぱり年間のね、やっぱり示すべきだと。これは絶対ね、

これ出してもらわねきゃうまくない。そんなことでね、議会在これを認めったんではさ、何さ使わつか分かんねというようなことになるんです。だから、この90事業とあと総事業費、これはぜひ資料としてここでは求めないけどもちゃんと我々に知らせてほしい。ほしいじゃなくて知らせてください、求めて終わります。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから議案第43号山元町過疎地域持続的発展計画についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君） 続きまして、日程第6. 議案第44号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君） はい、議長。議案第44号令和2年度（繰）社総交（復興）請3号頭無西牛橋線交差点改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

資料No.5、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、頭無西牛橋線交差点改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

内容は、下記のとおりとなります。

1、契約の目的。記載のとおりでございます。

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約金額。1億1,652万8,500円、落札率88.99%。

4、契約の相手方。有限会社渋谷組代表取締役渋谷勝義。

5、工事の場所。花釜地内。

6、工事の概要。施工延長Lイコール220メートル。道路土工、擁壁工、排水構造物工、舗装工、道路附属施設工一式でございます。

7、工期。議決を受けた日の翌日から令和3年3月28日まで。すみません。工期につきまして、令和4年3月28日までとなっております。

以上で議案第44号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君） これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第44号令和2年度（繰）社総交（復興）請3号頭無西牛橋線交差点改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第7. 議案第45号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、議案第45号令和3年度山元町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ1億7,374万7,000円を追加いたしまして、総額を88億1,625万1,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正と併せまして地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。議案書10ページをお開き願います。

まず初めに、人件費につきましてご説明いたします。

第1款議会費以下各款におきまして、職員の給料、手当、共済費など人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、例年9月の補正予算編成で行っております人事異動に伴うものになります。当初予算においては、1月1日現在の人員に合わせて人件費を計上しておりますが、その後人事異動等があったことから、8月1日現在の人員に置き換えており、以下、同じ考え方で人件費を割り振っておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。また、自治法派遣職員の給料等につきましても、現在の人員に合わせて減額しております。

続きまして、人件費以外の主なものについて順次ご説明させていただきます。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費につきまして6,105万3,000円を増額しております。こちらにつきましては寄附金に係る財政調整基金への予算積立てと震災復興交付金事業の実績確定等に伴い、震災復興交付金基金に積立てをするものでございます。

第6目企画費につきましては1,047万4,000円を増額しております。こちらにつきましては、令和2年度ふるさと納税寄附金の実績確定に伴い、ふるさと振興基金に積立てをするものでございます。

議案書11ページをお開き願います。

第11目諸費につきましては17万6,000円を増額しております。こちらにつき

ましては、笠野区集会所入り口の風除室設置に係る生活センター等改修補助金の増額でございます。財源につきましては、震災復興基金繰入金でございます。

議案書12ページをお開き願います。

第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第1目社会福祉総務費につきましては、繰出金として712万3,000円を増額しております。こちらにつきましては国民健康保険事業特別会計において人事異動があったことから、一般会計からの繰出金を増額しております。

第2目老人福祉費につきましては、繰出金として1,386万5,000円を増額しております。こちらにつきましては介護保険事業特別会計において人事異動があったことから、一般会計からの繰出金を増額しております。

次に、同じ民生費第2項児童福祉費でございます。第1目児童福祉総務費につきましては、子育て支援基金を財源とする事業の実績確定に伴い、100万円を基金に積み戻しするものでございます。

議案書13ページをお開き願います。

次に、同じく民生費第3項災害救助費でございます。第1目災害救助費につきましては5,780万円を増額しております。こちらにつきましては、今年2月の福島県沖地震で被災した世帯への住宅再建支援金支給事業及び損害見舞金について、罹災判定の追加、変更により必要となる経費を増額するものでございます。財源につきましては、県支出金でございます。

議案書14ページをお開き願います。

第4款衛生費第1項保健衛生費第9目上水道管理費でございます。こちらにつきましては、人事異動に伴う児童手当相当額の減により補助金を減額するものでございます。

次に、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第3目農業振興費につきましては8,615万8,000円を増額しております。こちらにつきましては、農地整備事業区域内の農地について農地中間管理機構を通して賃借する場合に、一定の要件を満たした担い手に対して農地賃借料を補助するためのものでございます。財源につきましては、県支出金及び震災復興特別交付税でございます。

次に、第5目農地費につきましては533万円を増額しております。こちらにつきましては、谷地排水機場のポンプに異物が混入する不具合を解消するための改修事業について、カルテ作成の業務委託料と工事請負費を計上するものでございます。財源は県支出金でございます。なお、当初予算で計上しておりました鷺足川排水路旧互理用水路掛樋撤去工事につきまして地方債の協議が整いましたことから、2,400万円につきまして一般財源から地方債に財源内訳の変更を行っております。

議案書15ページをお開き願います。

第7款商工費第1項商工費でございます。第2目商工振興費につきましては2,718万3,000円を増額しております。こちらにつきましては、コロナ感染症の拡大防止に向け、特措法に基づく県からの協力要請や緊急事態宣言の発出に伴い営業時間の短縮や休業等に協力した飲食施設を経営する事業者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を交付するものでございます。財源は県支出金でございます。

第8款土木費第5項下水道費第1目下水道管理費でございます。こちらにつきましては、人事異動に伴う児童手当相当額の増により補助金を増額するものでございます。

第9款消防費第1項消防費第4目災害対策費でございます。こちらにつきましては170万円を増額しておりますが、コロナ感染症対策として寄附金がありましたことから、消毒液スタンド等の消耗品の購入経費を計上するとともに、大規模災害被災時に円滑かつ速やかに住居の再建等を加速させることを目的に宮城県で実施している水災・地震保険等トライアル補助金の交付対象者に町独自で上乗せ補助をするための経費を計上しております。

議案書17ページをお開き願います。

第10款教育費第6項保健体育費第2目体育振興費でございます。こちらにつきましては、スポーツ振興に関する寄附金がありましたことから、こちらを財源といたしまして町内出身聖火ランナーへの寄贈分も含め、東京オリンピックの聖火リレートーチと展示用ケースの購入費として25万3,000円を増額しております。

第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費及び議案書18ページの第2項農林水産業施設災害復旧費につきましては、災害時排水ポンプ等借上料として増額しております。こちらにつきましては、今年7月に発生した台風8号に伴い応急仮設ポンプの設置等を実施したことにより経費が発生したことから、今後の台風等に備えるために当初予算で計上していた額まで増額するものでございます。

同じく議案書18ページ、第11款災害復旧費第5項その他公共施設・公用施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては、今年2月の福島県沖地震で被災した坂元地域交流センターの工事实施設業務委託及び配水管の復旧工事、エアコン室外機の修繕に要する経費として693万円を増額するものでございます。財源につきましては地方債でございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算につきまして、主なものをご説明いたします。

議案書は7ページをお開き願います。

まず、第11款地方交付税でございます。地方交付税につきまして1億3,266万1,000円を増額しております。普通交付税の確定額が当初予算で見積もった額を上回ったことなどから増額するものでございます。

次に、第15款国庫支出金でございます。第1項国庫負担金につきましては、令和2年度介護保険事業等の確定に伴う追加交付があったことから、139万3,000円を増額しております。

第2項国庫補助金第3目衛生費国庫補助金につきましては、疾病予防関連でマイナンバー制度連携システムの改修分に係る補助として29万6,000円を増額しております。

次に、第16款県支出金でございます。第2項県補助金第2目民生費県補助金につきましては、今年2月の福島県沖地震に係る被災者住宅再建支援事業の補助金として5,750万円を増額するものでございます。

議案書8ページをお開き願います。

第4目農林水産業費県補助金につきましては、谷地排水機場ポンプ改修に係る補助金として159万9,000円を、農地賃借料の補助に係る補助金として7,538万7,000円を増額しております。

第6目教育費県補助金につきましては、スクールサポートスタッフ事業に係る補助金

として、小学校及び中学校合わせて200万円を、以下教育振興費補助金として28万6,000円を増額しております。

第7目商工費県補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に係る補助金として2,717万4,000円を増額しております。

次に、第18款寄附金でございます。コロナ感染症対策事業や災害復旧事業、スポーツ振興事業への寄附金として100万4,000円を受け入れております。

次に、第19款繰入金でございます。第1項特別会計繰入金につきましては、各特別会計における令和2年度決算に基づき、精算を行った結果、一般会計に戻し入れるものでございます。

第2項基金繰入金のうち財政調整基金繰入金につきましては、財源調整の結果、財政調整基金の取崩しを5億889万円減額するものでございます。

議案書9ページでございますが、震災復興基金繰入金17万6,000円につきましては、笠野区集会所入り口の風除室設置に係る生活センター等改修補助金の財源として取り崩すものでございます。

次に、第20款繰越金でございます。令和2年度決算に基づき3億7,216万9,000円を増額しております。ルールに基づき実質収支の2分の1以上を決算剰余金として財政調整基金に積み立てた残額を繰越金として計上しているものでございます。

次に、第22款町債でございます。こちらにつきましては、次の地方債の補正でご説明させていただきます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

最後に、議案書4ページをお開き願います。地方債の補正でございます。

緊急自然災害防止対策事業につきましては、当初予算で計上しておりました鷺足川排水路旧互理用水路掛樋撤去工事につきまして地方債の協議が整いましたことから、限度額を2,540万円から4,940万円に補正しております。

次に、臨時財政対策債につきましては、限度額を2億2,840万円から1億9,173万9,000円に補正しております。こちらは普通交付税の算定が終了し、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴う補正でございます。

次に、一般単独災害復旧事業につきましては、限度額を1億3,360万円から1億4,050万円に補正しております。なお、いずれも起債の方法、利率や償還の方法につきましては変更はございません。

以上が今回の第3号補正予算案の内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は1時20分、13時20分再開です。暫時休憩。

午後0時06分 休憩

午後1時20分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）議案第45号についてこれから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
9番岩佐孝子君。

9番（岩佐孝子君）はい。予算書13ページ、3款3項1目の18だから工事ってたら18ですね。5,662万……、あ、ですね。これについては被災者の住宅再建支援なんです、何件分でしょうか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。こちらの被災者支援金のほうにつきましては、基礎支援金分で33件、1,912万円、加算支援金で14件、3,750万円という形に、こととなります。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。14ページです。6款1項の3目ですね、の18、農地の賃貸借料なんです、担い手の補助というんですが、この辺は何件だったんでしょう。

農業委員会事務局長（伊藤常則君）はい。こちらのほうになりますけれども、全部で5経営体分ということになります。以上でございます。はい。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。よろしいですか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。4ページの臨時財政対策債が減ってるのと、あと13ページの地方、あ、13ページでねえ。7ページの地方交付税普通交付金の増、1億6,818万8,000円の関係についてお聞きします。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず臨時財政対策債につきましては、普通交付税のほうで確定したことに伴いまして、こちらの発行額のほうが減となったことで国のほうから参ったので、こちら減額の補正のほうをさせていただいております。

あと、7ページの普通交付税の関係でございますが、予算を組む際については地方財政計画のほうをベースにして予算のほうを計上しておりまして、対前年度比ですと5.1パーセントの増で見込んでいたところではございましたが、実態といたしましては9.0パーセントの増ということがございました。大きな要因といたしましては、地域デジタル社会推進費の部分に関しての基準財政需要が伸びた分であります部分ですとか、あとは市町村民税の減によりまして基準財政収入のほうが増減したということによりまして、普通交付税のほうが増になったというところが挙げられるかというふうを考えております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう関係もあるでしょうけれども、臨時財政そもそも、臨時財政対策債で減った分は、この普通交付税のほうで増になってっけども、そっちのほうに影響ないかっつう感じで聞きます。1億6,000万普通交付税増えてんだけども、実態はその臨時財政対策債で何ぼか減ってっから、この中に含まれてるんでしょうねっという。るとすると、実態1億6,000万増えたことになってっけども、実態は違うんでないですかっということでの質問でした。ということで、その関係がどうなってんのやということです。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。臨時財政対策債につきましては、普通交付税のほうでの財源が不足した場合にこちらの地方債を充てられるということでございますので、議員おっしゃるとおり、普通交付税の増によりましてその分臨時財政対策債のほうの発行のほうについても影響して減というような形でなったということでございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第45号令和3年度山元町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第8、議案第46号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。それでは、議案第46号令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ1,463万円を追加し、総額を18億7,224万5,000円とするものであります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

お手元の議案書6ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費になります。第1目一般管理費については、人件費並びに一般会計の繰出金の補正額として、合計で1,463万円を増額しております。人件費については人事異動に伴い、職員給料、手当など712万3,000円を増額し、繰出金については、令和2年度に一般会計からあらかじめ見込額として繰入れを行ってございました出産育児一時金などの繰入金750万7,000円について、決算に基づく精算により金額が確定しましたので、今年度の一般会計に戻入れを行う繰出金として計上しております。

次に、歳入予算の補正額についてご説明いたします。

ただいまのページの上段5ページになります。

第6款繰入金第1項繰入金になります。第1目基金繰入金については、最終的な財源調整の結果として、基金の取崩し額3,311万1,000円を減額しております。

第2目一般会計繰入金については、人事異動に伴う人件費の増により、歳出と同額の712万3,000円を増額し、合計で2,598万8,000円を減額しております。

最後に、第7款繰越金については、令和2年度当特別会計の決算剰余金の約2分の1の額を今年度に繰越しするため、その繰越額4,061万8,000円を増額しております。

以上、議案第46号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。5ページの基金取崩し減の3, 300万なんです、これは総括の中で確認した2億1, 000万円、基金残高だね。あれにまたプラスされる内容になってるのかの確認。というのは、あのとき示した額は、これも含まれての額なのか、その辺確認します。最終的に基金残高何ぼになってっかつうね。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい。こちらの取崩し額につきましては、基金のほうに含まれてはございません。で、こちら積立ての部分については5, 200万ということで、こちらが含まれて2億1, 400万の積立てになるということになります。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。これ、基金取崩し、現在予定してたのを基金から取り崩したのものをもとに戻してるんだから、基金残高に戻すんだべ。戻した分、額が、この前の最終で示されていた2億1, 000万だかつう、あなたが答弁した中に書いてあった、あのなかに含まれてるのかどうか。あるいは、含まれてねえなら、それにプラスこの3, 000万がプラスされるのかどうかということの確認でした。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。訂正させてください。基金取崩し額と積立金を合わせまして2億1, 400万になりますので、すみません、先ほどのですね、含まれてないということではなくて、含まれてるという形になります。すみませんでした、はい。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第46号令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第9. 議案第47号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。それでは、議案第47号令和3年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ194万2, 000円を追加し、総額を1億7, 935万9, 000円とするものであります。

それでは、当会計については、歳入予算からご説明いたします。

お手元の議案書5ページをお開きください。

第4款繰越金第1項繰越金になります。第1目繰越金については、令和2年度当特別

会計の決算剰余金の金額を今年度に繰越しするため、その繰越額194万2,000円を計上しております。

次に、下段6ページの歳出についてご説明いたします。

第3款諸支出金第2項繰出金になります。第1目一般会計繰出金については、令和元年度の決算剰余金を今年度の一般会計へ戻入れを行うため、繰出金として歳入と同額の194万2,000円を計上しております。

以上、議案第47号補正予算案の説明を終わります。よろしくごお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第47号令和3年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第10．議案第48号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第48号令和3年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ4,464万8,000円を追加し、総額を15億2,851万1,000円とするものであります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

お手元の議案書6ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費になります。第1目一般管理費については、人事異動に伴い職員の給料、手当など29万4,000円を減額しております。

次に、第3款地域支援事業費第2項一般介護予防事業費になります。第1目一般介護予防事業費については、手当等の調整のため25万9,000円を減額しております。

次に、第4款基金積立金第1項基金積立金になります。第1目介護保険事業基金積立金については、令和2年度の決算における最終的な財源調整の結果、繰越額の増により基金に積立てを行うため、2,280万5,000円を増額しております。

次に、第5款諸支出金第1項繰出金になります。第1目一般会計繰出金については、令和元年度に一般会計からあらかじめ見込額として繰入れを行ってございました人件費や

事務費などの繰入金を決算に基づく精算により金額が確定しましたので、今年度の一般会計に戻入れを行う繰出金として、728万1,000円を計上しております。

次に、7ページをお開きください。

第5款諸支出金第2項償還金及び還付金になります。第2目償還金については、令和2年度に概算交付を受けた各種負担金、補助金の精算に伴う国、県への返還金合計1,511万5,000円を計上しております。

次に、歳入予算の補正額についてご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金になります。第1項介護給付費負担金については、令和2年度事業の精算に伴う介護給付費負担金の追加交付分として918万9,000円を増額しております。

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金になります。第1項介護給付費交付金については、令和2年度事業の精算に伴う介護給付費交付金の追加交付分として67万7,000円を増額しております。

次に、第7款繰入金第1項繰入金になります。第1目基金繰入金については、最終的な財源調整の結果として、基金の取崩額662万1,000円を減額しております。

第2目一般会計繰入金については、人事異動に伴う減額分55万3,000円並びに、介護保険低所得者保険料軽減負担金の追加交付1,441万8,000円の増額分を合わせまして、1,386万5,000円を増額し、合計で724万4,000円を増額しております。

最後に、第8款第1項繰越金になります。第1目繰越金については、令和2年度当特別会計の決算剰余金の約2分の1の額を今年度に繰越しを行いましたので、その繰越額2,753万8,000円を増額しております。

以上、議案第48号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第48号令和3年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第11、議案第49号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（齋藤 剛君）はい、議長。議案第49号令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款水道事業収益2項営業外収益の8万円の減額は、人事異動により児童手当に要する経費に当たる一般会計からの補助金を減額措置するものであります。

次に、支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用4目総係費の17万6,000円の減額は、人事異動によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費の369万5,000円の減額につきましても人事異動によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

最初のページにお戻りください。

第2条、令和3年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款水道事業収益を8万円減額し、総額4億4,533万1,000円とするものです。

支出、第1款水道事業費を17万6,000円減額し、総額3億8,373万5,000円とするものです。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,021万4,000円を1億1,651万9,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,131万9,000円を1,132万4,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億889万5,000円を1億519万5,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出を369万5,000円減額し、総額2億2,592万3,000円とするものです。

第4条、予算第8条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものです。

第5条、予算第9条に定めた他会計からの繰入金金を記載のとおり改めるものです。

以上で議案第49号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第49号令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）を

採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第12、議案第50号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第50号令和3年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款下水道事業収益2項営業外収益の30万円の増額は、人事異動により児童手当に要する経費に当たる一般会計からの補助金を増額措置するものであります。

次に、支出について申し上げます。

1款下水道事業費1項営業費用4目総係費の18万4,000円の減額は、人事異動によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費の57万5,000円の増額につきましても人事異動によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

最初のページにお戻りください。

第2条、令和3年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款下水道事業収益を30万円増額し、総額6億1,218万3,000円とするものです。

支出、第1款下水道事業費を18万4,000円を減額し、総額4億9,399万円とするものです。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,218万3,000円を2億5,275万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,055万6,000円を894万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億3,282万7,000円を2億3,501万5,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款資本的支出を57万5,000円増額し、総額6億1,873万4,000円とするものです。

第4条、予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものです。

第5条、予算第10条に定めた他会計からの繰入金に記載のとおり改めるものです。

以上で議案第50号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第50号令和3年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第13. 同意第2号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長齋藤俊夫君登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、平成25年から8年間にわたり東日本大震災からの復旧・復興事業を含む本町事務事業の執行に伴う監査業務に対し、代表監査委員として多大なご尽力をいただきました現委員の淀川 昭氏が、今年30日をもって任期満了により退任されることになりました。淀川監査委員には、金融機関等で培った豊富な財務経理経験や経営感覚を生かし、大局的な観点からの的確な助言や、時には厳しいご指摘をいただくなど、復旧・復興事業がピークにあった重要な時期において町政運営に大いに貢献をいただきましたこと、心から感謝と御礼を申し上げますとともに、退任後も温かいご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、町は今後、復旧・復興から創生へと軸足を移し、新たなステージで町政運営を展開してまいります。その一端を担う監査委員の後任者として、経営監理や財務に精通する横山区在住の齋藤忠裕氏が適任と考え選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

次のページに齋藤氏の学歴書をおつけしております。ご覧いただきたいと思います。

齋藤氏は、昭和29年生まれの67歳、弘前大学を卒業後、昭和56年に県内に本社を置く弘進ゴム株式会社に入社され、本社管理部門に配属されました。その後、一貫して経営監理部門に在籍し、経営監理部長、取締役監理本部長を歴任し、現在は同社非常勤監査役を務められております。人格高潔、誠実な人柄で人望も厚く、経営監理全般に関する豊富な実務経験に加え、監査業務についても熟知するなど、優れた識見と指導力を擁する方です。

何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例90番により討論を省略します。

議長（岩佐哲也君）これから同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

同意第2号は同意することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第14、委発第2号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長伊藤貞悦君、登壇願います。

議会運営委員会委員長（伊藤貞悦君）はい。委発第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書につきまして説明を申し上げます。

このことについて別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提案理由です。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしております。今もなお、国民生活への不安が続いている中、地方財政については、来年度においても巨額な財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体は、地方創生、防災・減災対策及びデジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財源需要の増嵩が見込まれ、社会保障などへの対応に迫られており、このためには地方財源の充実が不可欠であります。

よって、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方税財源などを確実に確保されるよう、強く希望するものであります。

ない、詳細については、別紙意見書案をご参照願いたいと思います。

山元町議会議長 岩佐哲也殿

議会運営委員会委員長 伊藤貞悦

以上です。

議長（岩佐哲也君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから委発第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から提出されたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

委発第2号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第15．認定第1号から日程第21．認定第7号までの7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までにつきましては、9月7日に決算審査特別委員会に付託し会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。決算審査特別委員会委員長橋元伸一君、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長（橋元伸一君）はい、議長。それでは、審査結果を報告いたします。

認定第1号令和2年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号令和2年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号令和2年度亙理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号令和2年度山元町水道事業会計決算認定について、認定第7号令和2年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本委員会は令和3年9月7日付で付託された議案を審査した結果、次の意見をつけて、原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

6つの特に留意すべき意見があります。

1点目、実態に即した予算の計上に努めるとともに、有効かつ適正な予算執行を行い、不用額を少なくするよう努めるべきである。

2点目、復興公営住宅と既存の町営住宅の今後の役割や供給の考え方を示し、各住宅の状況を踏まえ、優先度の高い住宅の建て替えや改善及び統廃合に取り組むべきである。

3点目、地域公共交通の見直しを図り、快適な交通手段の確保及び利用者の利便性向上、並びに地域の活性化につながるよう、早急に改善すべきである。

4点目、待機児童の解消に向けた取組に進展が見られていないことから、早急に各種対策を講ずる必要がある。

5点目、職員が働きやすい職場環境の整備を図るため、計画的な職員確保、並びに適正な人事配置等に努めるべきである。

6点目、国民健康保険事業財政調整基金及び介護保険事業基金を有効活用し、被保険者の負担軽減を図るべきである。

これら6点のことに留意し、今後の事業を進めることを求め、認定第1号から認定第7号までの全てを認定すべきものと決定いたしました。

山元町議会議長 岩佐哲也殿

決算審査特別委員会委員長 橋元伸一
以上です。

議長（岩佐哲也君）これから委員長に対する質疑を行うところですが、決算審査特別委員会は、議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例84番により省略いたします。

議長（岩佐哲也君）これから認定第1号の討論を行います。—— 討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第1号令和2年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。
この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。
認定第1号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第2号の討論を行います。—— 討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第2号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。
この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。
認定第2号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第3号の討論を行います。—— 討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第3号令和2年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。
この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報

告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第3号は認定することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第4号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第4号令和2年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第4号は認定することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第5号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第5号令和2年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第5号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第6号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第6号令和2年度山元町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第6号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第7号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第7号令和2年度山元町下水道事業会計決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第7号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第22. 常任委員の選任を行います。

常任委員会の選任については、山元町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

なお、常任委員会の任期は、令和3年11月12日までであります。山元町議会先例103番により、任期満了前の定例会最終日に後任委員の選任を行い、あわせて正副委員長を内定することになっております。

初めに、総務民生上委員会の委員、次に産建教育常任委員会委員の順に指名します。

お諮りします。

総務民生常任委員会委員に、1番伊藤貞悦君、3番岩佐秀一君、6番高橋真理子君、7番竹内和彦君、9番岩佐孝子君、12番高橋建夫君、13番岩佐哲也。次に、産建教育常任委員会委員に、2番橋元伸一君、4番大和晴美君、5番渡邊千恵美君、8番遠藤龍之君、10番阿部均君、11番菊地康彦君。以上のとおり指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいま指名したとおりそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）この際、暫時休憩とします。再開は3時15分、15時15分とします。

なお、休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選、並びに議会広報・広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員の推選、並びに委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

午後2時15分 休憩

午後3時15分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。

議事の都合上、再度暫時休憩とします。再開は15時55分、15時55分とします。

午後3時15分 休憩

午後3時55分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。

まことに申し訳ございませんが、委員会審議がまだ続いております。再度暫時休憩としたいと思っております。再開は16時40分、16時40分再開とします。よろしくお願いいたします。暫時休憩。

午後3時55分 休憩

午後4時40分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）委員会関係の役員構成について手続上の見解の相違があり、大変混乱を招きまして申し訳ございません。時間を取らせまして申し訳ございませんでした。

なお、本日の会議はあらかじめ時間を延長することを申し上げておきます。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議会広報・広聴常任委員会委員を指名します。

お諮りします。

議会広報・広聴常任委員会委員に、3番岩佐秀一君、5番渡邊千恵美君、9番岩佐孝子君、11番菊地康彦君、12番高橋健夫君、以上のとおり指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり議会広報・広聴常任委員会委員に選任することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）次に、各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

総務民生常任委員会の委員長に7番竹内和彦君、副委員長に3番岩佐秀一君、産建教育常任委員会の委員長に8番遠藤龍之君、副委員長に5番渡邊千恵美君、議会広報・広聴常任委員会の委員長に3番岩佐秀一君、副委員長に11番菊地康彦君、以上のとおり選任されました。

議長（岩佐哲也君）日程第23. 議長の常任委員会委員の辞任を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除席に該当しますので、ここで副議長と交代します。

副議長（高橋建夫君）地方自治法第106条の規定に基づき、議長と交代いたしました。引き続き議事を進めます。

お諮りします。

議長の常任委員会委員の辞任について、同意することにご異議ありませんか。

1 番伊藤貞悦君。

1 番（伊藤貞悦君）はい。岩佐哲也議員はどこの委員会に所属してるんですか。名簿にないのに、辞退っていうのはおかしいんじゃないですか。（不規則発言あり）

副議長（高橋建夫君）いや、名簿にはありません。（不規則発言あり）ちょっとお待ちください。

皆さんの前にご提示している委員会委員名簿は、議案ではなくあくまでも参考資料です。確認資料なので、よろしくをお願いします。

1 番（伊藤貞悦君）はい。確認資料は分かりましたが、岩佐哲也議長はどこの委員会に所属してるんですか。

副議長（高橋建夫君）日程 2 2 の常任委員の選任の中に、総務民生常任委員会委員、1 3 番岩佐哲也と。よろしいですか。

1 番（伊藤貞悦君）はい。分かりました。であれば、その名簿を配って、そこからいわゆる抹消なり辞退をするべきであって、これはその後の委員長とか副委員長とかその他の役職を決めて辞退をされてからこれは出すべき手順だと私は思うんですが、もし私の考えが間違っていれば「あなたは間違いだよ」って言ってください。

副議長（高橋建夫君）議事をスムーズに進めるために配布した資料ということで理解してください。（不規則発言あり）議事をスムーズにするための資料として配布をさせていただいております。

そのほか、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（高橋建夫君）異議なしと認めます。

議長の常任委員会委員の辞任について同意することに決定しました。

副議長（高橋建夫君）ここで、議長と交代いたします。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第 2 4 . 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、山元町議会委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

議会運営委員会委員に、1 番伊藤貞悦君、4 番大和晴美君、7 番竹内和彦君、8 番遠藤龍之君、1 1 番菊地康彦君、以上のとおり指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します

議会運営委員会の委員長に 1 番伊藤貞悦君、副委員長に大和晴美君、以上のとおり選任されました。

議長（岩佐哲也君）日程第 2 5 . 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、山元町議会会議規則第 7 4 条の規定によりお手元に配布のとおり、継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）日程第26．議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

変更するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回山元町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後4時51分 閉会
